

# 第14回高規格救急自動車研究開発事業

## 事務調査特別委員会会議録

(閉会中)

1. 招集日 令和6年3月28日(木曜日)  
開会 午前9時15分 閉会 午後0時23分
2. 招集場所 議場
3. 応召委員  
委員長 佐藤 孝 副委員長 小林 聖治  
委員 松浦 常雄 委員 渡辺 勝弘  
委員 山崎 健吉 委員 穴戸 武志  
委員 八巻喜治郎 委員 蒲倉 孝  
委員 菊地 勝芳 委員 佐藤多真恵
4. 欠席委員 なし
5. オブザーバー 議長 佐藤 定男  
弁護士 曾我 陽一(法的助言者)
6. 説明のため出席した者 国見町総務課庶務係長 八島 章  
(証人) 国見町長 引地 真
7. 職務のため出席した者 議会事務局長 澁谷 康弘  
議会事務局書記 石澤 廣
8. 傍聴者 22名
9. 付議事件
  - (1) 証人喚問(2名)
  - (2) 協議事項
    - ・今後の進め方について
    - ・第15回特別委員会の運営について
    - ・全体スケジュール
    - ・その他
10. 審議の経過

## (1) 証人喚問

小林聖治副委員長：おはようございます。これより、第14回高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を開会いたします。まず、委員長挨拶、お願いします。

佐藤孝委員長：おはようございます。今日町長2度目の証人喚問です。新しい事実関係も調査によって出てきておりますので、しっかりと聞いていきたいと思っております。今日が一応、一巡するということになりまして、今後、これまでの議会答弁、それから、この特別委員会での証言、これを突き合わせて、あるいは町から出された資料もあわせて検証し、引き続き、報告書の作成に当たっていききたいと思っておりますので、最後までのご協力をお願いしたいと思っております。

本日は、ご案内のように証人喚問を行うことになっております。傍聴される方々に改めて申し上げます。お手元の携帯電話、電子機器等については、電源を切るようにお願いいたします。報道機関の皆様申し上げます。本日の証人喚問につきましては証人からの申し出によりまして、写真、動画の撮影録音については一切、認めませんので、ご協力をお願いしたいと思っております。それでは八島証人の入室をお願いします。

### (八島証人入室)

佐藤孝委員長：それではこれより証人喚問を行います。証人におかれましては、年度末のご多忙の中を、ご出席をいただきましてありがとうございます。委員会の調査目的をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っております。証言を求める前に証人に申し上げます。証人喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、これに基づいて、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が、準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは、証人とこれらの親族関係にあったもの、及び証人の後見人または証人の後見を受けるもの、刑事上の訴追、または、有罪判決を恐れる、受ける恐れがある事項に関するとき、または、これらのものの名誉を返すべき事項に関するとき、並びに医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にあるもの、もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて自身も受けるとき、または、技術もしくは職業の秘密に関する事項について事務を受けるとき、以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨を申し出を願います。それ以外は証言を拒むことができません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒むたときは、6ヶ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合は、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等依頼の姻

族もしくは証人と、これらの親族関係にあったもの。証人の後見人または証人の後見を受けるものに、著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときには、3ヶ月以上5年以下の禁固に、処せられることになっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思っております。それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓をお願いします。傍聴者の方々も含めて、出席者全員の起立をお願いします。宣誓書の朗読をお願いします。

八島章証人：宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和6年3月28日、証人、八島章。

佐藤孝委員長：はい、じゃ、着席ください。それでは宣誓書に署名捺印をお願いします。これより証言を求めることとなりますが証言は、証人は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度許可を得てからされるようにお願いします。質問は、小林副委員長が最初行いましてその後、私が質問をすることにします。質問は我々このまま着座で行いますので、八島証人も座ったままお答えください。各委員に申し上げます。本日は証人による証人喚問でありますので、不規則発言等を議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いします。また、質問発言については、証人の人権に留意されるよう要望いたします。まず初めに、あなたは八島章さんですか。

八島章証人：はい。そうです。

佐藤孝委員長：住所職業生年月日は、先ほど記載いただいた証人受付票のとおりで間違いありませんか。

八島章証人：間違いありません。

佐藤孝委員長：はい。それでは具体的な質問に入ります。小林副委員長。

小林聖治副委員長：それでは私の方から質問いたします。今回の高規格救急車事業のですね、一連の業務を遂行していく中で、法令違反について疑問などはありませんでしたか。

八島章証人：ありませんでした。

小林聖治副委員長：ないということですね、これね、ワンテーブル。ワンテーブルの元社員の方々はですね、この事業の進め方について、危うさを感じていたようですが、あなたは町職員として、そういう危うさを感じていなかったということですね。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：はい。感じておりませんでした。はい。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：それでは次の質問行きますけども、レジリエンス産業、これなんですか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：レジリエンスというのは、防災を広義にとらえた表現。日本語にすると強靱化という部分になるかなというふうに考えています。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：意味はそうなんです、このレジリエンス産業という言葉について、何かあなた、思い当たることはありませんか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：当時は企画情報課だったんですがその担当のときに、私が地方創生の計画で作ったレジリエンス産業という言葉だったと思います。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：それもそうなんです、これですね、フェイスブックメッセージのグループチャットのグループ名ではないですか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：すいません。記憶にないですが、もしかするとメッセージグループの名前にあったかもしれません。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：ですねこれ。令和3年の11月の24日に、あなたが立ち上げたフェイスブックメッセージのグループチャットのグループ名なんですね。思い出せませんか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：すいません。はっきりと思い出せません。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：ではこのグループチャットは何名でどんな方々と構成されていたかもあなたは、わからない、覚えてない。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：もし私が立ち上げたんだとすれば、連絡調整に使うツールですので、共通の、いわゆる共通の間に入る人しか立ち上げられないものなのかなというのは思っていますので、何人かとか、そういったものは覚えておりません。

小林聖治副委員長：その内容まで覚えてるのに、誰とやってた、誰がそのチャットのグループのメンバーになってたかっていうのがわかんないんですが、そこまで覚えてるのに。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：私が立ち上げたときは私の知り合いは確かにグループ化させるんですけど、そのあとに例えば、Aさんの友達がAさんの誘いによって入ってくるっていうようなケースもありますので、立ち上げた当時は、確かに例えば、ワンテーブルの元社長であったりとか、あと、企画調整課、現担当を、お繋ぎしたっていうところぐらいしか覚えてはないです。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：もっと覚えてらっしゃると思うんですが、例えば企画、ワンテーブルの島田元社長は当然としても、企画調整課内で、そのチャットに入ってた方っていうのはどなたでしたか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：記憶は定かではないんですが、当時の木村係長。舟山。あと加藤がもしかしたら入ってたかもしれないと。おそらくそんなところじゃないかなと思います。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：はい。ほぼ、大体そのような方々です。それで、このもう一度先ほど八島さん答えたのであらためてもう1回聞きますが、グループチャットでは、具体的にはどんな情報の共有を図っておりましたか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：正直、お繋ぎはしたんですけど、担当ではなかったんで、しかもそのグループチャット、私100以上入ってるんですけど、そっちですから、ほとんど流しを見しかしてないです。メンションとかかけられない限りは、あまり自分から発信するっていうことも、ないんじゃないかなと思ってますんで。はっきりとした記憶はありません。おそらく、日程調整だったりとかそういったツールとして使っていたんじゃないかなというふうに記憶しています。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：これではですね、このグループチャット、いわゆるフェイスブックメッセージを使ったチャットはですね、これはパソコンでやりましたか。スマホでやりましたか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：スマートフォンです。はい。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：スマホというのは、町の貸与品でしたか、個人の所有物でしたか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：個人の所有物です。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：これ、どうして、個人の所有物でそういった様々な連絡、文書のやり取りというやりとりをしていた理由というのは、どんな理由からですか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：業務効率化のためです。

小林聖治副委員長：あえて町の貸与品というか、あなたが通常使ってるパソコンから通常のEメールを使わなかった理由は何ですか。

八島章証人：今、メール、副委員長おっしゃったんですけど、メールを使うより、圧倒的

に楽だからです。

小林聖治副委員長：急な連絡等もあるから、スマホのメッセージのグループチャットを使ったと。これ、私思うんですけども、いや、この調査委員会でも、いろいろ調査いたしました。はっきり言わせてもらって、これグループチャットの内容っていうのがですね、表に出せない。だからわざと個人の所有物でやりとりをしてた、こういうことではありませんか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：そうではありません。

小林聖治副委員長：もっとわかりやすく言うと、町のパソコンで通常のEメールを使うと、どうしてもサーバーにログが残ってしまう。ましてや、業者によって復活も可能だと、そういうことが起きないように、わざと個人のスマホの、フェイスブックメッセージのグループチャットを使って、連絡他、様々な文書のやりとりをしていた、こういうことではありませんか。

佐藤孝委員長：八島証人。

八島章証人：全く違います。

小林聖治副委員長：はい。私の質問は以上で終わります。

佐藤孝委員長：私から引き続き質問させていただきます。今の話は後でやりますので、その前に、実は私、去年の6月議会で、いわゆる利害関係人、はっきり言えばワンテーブル、いわゆるカプコ参加者・参加企業と、役場職員の飲食について議会で聞きました。会費を含めて、ワンテーブル等の飲食実態を質したんですが、その時の総務課長答弁は、令和2年に改正で1度あったと、こういう答弁でした。従ってその後はないという答えだったんです。昨年6月議会前に、あなたは総務課長から事情聞かれましたですか。はい。どうぞ。

八島章証人：議会前には、去年の6月、去年の6月、以前にはおそらく、すいません。

佐藤孝委員長：ちょっと記憶にないが多いんですけど思い出してくださいね。

八島章証人：はい。

佐藤孝委員長：飲食が、あなたやってませんでしたかって質問、記憶ないですか。

八島章証人：受けたかもしれませんが。

佐藤孝委員長：受けましたよね。2月、先月の2月21日の証人喚問で、実はワンテーブルの島田社長が職員と3回飲食をしたと、こういう証言をしたので、町長にもう1回調査をしてくださいと。これを町長がわかりましたという返事をしているんですね2月21日。あなたはこの間、町長からそういう事情聞かれましたですか。

八島章証人：はい。聞かれました。

佐藤孝委員長：去年の6月の議会前に私は、飲食の事実関係をある程度知っていて、聞いたつもりなんです。私はね。あなたは、仙台市にある株式会社アップルファームという会社ご存じですか。

八島章証人：すみません。存じ上げません。

佐藤孝委員長：知らない。渡辺さんって社長わからないですか。

八島章証人：すみませんわかりません。

佐藤孝委員長：わからない。ワンテーブル島田さんは、職員との飲食を3回あったと、これ利害関係人です、と証言しました。これまでの調査で、官民共創コンソーシアム、カプコですね。カプコで大きな会議があった。令和4年、4月19日と。6月1日の2回、福島市内で、飲食が開催されたことを確認しております。4月19日の会食は、3次会まで設定されて、朝、朝近くまで飲んだとの証言もございます。これはワンテーブルが主催でした。ワンテーブルの社員と、役場職員1名が参加して総勢6名で開催をしております。この飲食にあなたは1次会、2次会3次会それぞれ、参加したかどうか、お答えしていただけますか。

八島章証人：参加しております。

佐藤孝委員長：参加していますよね。会費はどうでした。1次会、2次会、3次会、それぞれお答えください。

八島章証人：お支払いしています。

佐藤孝委員長：している。はい。

佐藤孝委員長：6月1日は、カプコのメンバーでの飲食で、役場から1名、他にワンテーブル、内田洋行、デロイトトーマツ、船場、それに加えて先ほど私が指摘をしたアップルファームの方が参加をしています。総勢12名です。このときは2次会までです。あなたはどちらかに参加していましたか。

八島章証人：はい。参加しております。

佐藤孝委員長：どっち、どっちですか。

八島章証人：両方です。

佐藤孝委員長：両方。会費を教えてください。

八島章証人：会費はお支払いしております。

佐藤孝委員長：はい。領収書はどなたからもらいました。

八島章証人：領収書は後日郵送でいただいています。

佐藤孝委員長：お金はいつ支払いましたですか。

八島章証人：お金は当日支払ってます。

佐藤孝委員長：はい。わかりました。島田さんの発言はちょっと議事録もう1回確認しますが、後で会費を徴収したっていう話だったと思います。実はこの2つの飲食実態は、私ども調べまして、会場も参加者もメンバーもちろん2次会3次会の内容も把握しています。裏付けする資料も手元がございます。島田社長は、飲食3回あったと証言しています。今の2回の他にもう1回、いつ行われ、誰が参加したか教えてください。

八島章証人：6月8日に、ワンテーブルさんと、J E C Cさんと、私と合計4名で、行っ

ています。

佐藤孝委員長：6月8日、J E C Cはいわゆる今回のリース救急車開発のリース事業を担当する予定だった会社ですよね。いかがですか。

八島章証人：それを知ったのは…。

佐藤孝委員長：そんなこと聞いているんじゃないんですよ。

八島章証人：はい。知りませんでした。

佐藤孝委員長：はい。4月19日の3次会まで、6月1日は2次会まで。6月8日はワンテーブルとJ E C Cとの飲食、この目的は何ですか。

八島章証人：意見交換です。

佐藤孝委員長：実は、このときの飲食に役場の総務課長、それからカプコのメンバー、関係課であれば、総務課、企画調整課、教育総務課、これが担当課です。私は聞きました、去年の6月に。総務課長は、誘いはないと。教育総務課長、誘いはない。企画調整課長、誘いがありました。でも、あやしいと思って参加しませんでした。部下の職員にも、絶対出るなど指示をしました。もちろん、コロナが蔓延しているときですから、そういう背景もあったと私は企画調整課長から聞いています。あなたはなぜ参加したんですか。

八島章証人：多様な人と話す機会が好きで、純粋な興味からです。

佐藤孝委員長：後で言いますが、もちろん倫理規則わかっていますよね。はいどうぞ。担当課ですから。どうぞ。わかっていますね。

八島章証人：わかっています。

佐藤孝委員長：利害関係人、利害関係人以外でも、正当な理由がなければこれ駄目なんです。わかっていますね。

八島章証人：利害関係者ということで理解してました。

佐藤孝委員長：もう1回お願いします。

八島章証人：利害関係者との飲食、これは倫理規定に抵触すると考えておりました。

佐藤孝委員長：席に戻ったら第5条読んでくださいね、第5条。フェイスブックメッセージャーグループについてお聞きします。先ほど小林副委員長が申し上げたように、令和3年、2021年です。11月24日、15時04分に立ち上げております。あらためて確認します。設立者はあなたですね。どうぞ。

八島章証人：その記録が残っているんでしたらそうです。

佐藤孝委員長：はい。副委員長とダブって申し訳ないんですが、ワンテーブルの島田さん、それからスガノさんというんですかスゲノさんっていうのかな。お2人、それから役場では、あなたおっしゃったように舟山さんと木村さん。4人。これはあなた自身が直接、このフェイスブックメッセージャーグループ、レジリエンス産業に誘った。間違いありませんね。

八島章証人：はい。記録がそういうふうなら間違いありません。

佐藤孝委員長：はい。立ち上げのときにあなたはこういうメッセージを残しています。グループを作りましたので、資料など、こちらで共有してください。共有ください。と書いたんです。共有する予定だった資料は、具体的に何ですか。

八島章証人：すいません。レジリエンス産業という、グループ名から推察しかできないんですけど、それに関する資料じゃないかなと思います。

佐藤孝委員長：あなたが設立したんですよね。その時の設立目的、それからなぜ令和3年の11月から、結局この救急車事業が始まる約4ヶ月前です。お答えください。

八島章証人：質問、すいません。もう一度よろしいですか。

佐藤孝委員長：設立した目的と、なぜ令和3年11月だったのかということ2つです。

八島章証人：まず、設立した目的については、連絡調整だったりスムーズにいくように、だったと思います。時期については、なぜその時期だったかというのはちょっと、覚えておりませんが、何かきっかけが、あったんだろうなとは思いますが、ちょっとすいません、覚えておりません。

佐藤孝委員長：そもそも業務連絡は、これ私的のパソコン、スマホは使って駄目なんだからね、あなた。前に情報管理の担当やっていますからわかっている通り、これ役所の許可が必要なんです。これは今日これ以上言いません。もう1つは、これ町長あとで喚問もありますから、その時に具体的に私言いますが、あなたがおっしゃっているような、単純に連絡事項じゃないことが山ほどあるわけですよ。これあと分かっているでしょう。どうぞ。

八島章証人：すいません流し見、いわゆる流し見でしか見てないので、はっきりと、どういった資料だったかっていうのは覚えてないです。

佐藤孝委員長：あなたが見た内容まで私わかりませんが、これだけ重要な後で申し上げますけど、核心に触れるような内容のやり等があるわけですよ。これは知っていますね。どうぞ。

八島章証人：ちょっとすいませんそのメッセージを見てないので、何ともわかりません。

佐藤孝委員長：3月の中旬に、職員が情報管理に関して不正行為を働いたということで、3名が懲戒処分などを受けています。あなたが行ってきたこのフェイスブックメッセージンググループで、資料を共有してくださいという行為が、この要綱に触れるという懸念はなかったですか、当時。

八島章証人：当時はありません。

佐藤孝委員長：今はどうですか。

八島章証人：今は外部に内部資料を提供するっていうのは当然、やってはいけないことだと思っていますが、完全に内部システムと切り離さなされた空間で秘匿情報とかでないのであれば、可能かなというふうに思っています。

佐藤孝委員長：結果的にそうでない情報がやりとりされていたら、立ち上げたあなたの責任は大きいですよ。それだけとりあえず申し上げておきます。町の公式アドレスある

と思っていますよね、個人個人の。小林副委員長も申し上げましたが、メール、ファックス書類、電話、一番いいのは面談です。対面です。それで仕事をするとは私は思っています。今回はそうではなくて、フェイスブックメッセンジャーという私的なツールで、この方が早いからという理由であなた使っていた、あるいは使うよう促したと。これ理由にならないと思うんですがいかがですか。

八島章証人：正直、電話、メール、そういったツールよりは、今、私ビジネスシーンでメッセンジャーを使っていない人っていうのは、正直いないと思っておりますし、今のセキュリティー要綱が形骸化したりとかちょっと古いついていう部分はあるかと思っていますので、今の時代に合わせた仕事の仕方っていうのをやっていく上では、必要なツールだと考えております。

佐藤孝委員長：それはあなたが勝手に決めていることで、みんなでルールを守ってやっているわけですよね、理不尽なルールでも。それだけ言っときます。それで、このメッセンジャーグループで具体的なやりとり、先ほど申し上げたように、後でこれは町長の証人喚問のときに私が具体的に指摘をしたいと思っています。この一連の問題が発生したときに、実はあなたは情報セキュリティの担当、それから今は、庶務という倫理規程、倫理規則をつかさどる大事な任務を担っている中枢中の中枢です。職員の見本となるべきあなたが、我々からすれば明らかに町の規律を乱して、あるいは犯す行為に加担をしていると、私はそう思っているんですがそういう認識は今でもありませんか。

八島章証人：まず私は情報セキュリティの担当だったことはないのでその部分は違うかなと思っています。

佐藤孝委員長：わかりました。どういう認識なんですか。

八島章証人：特にありません。

佐藤孝委員長：フェイスブックメッセンジャーグループ、役所の職員4人入っています。

昨年2月に、新聞等でこの問題が報道されて以降、4名は一斉に退会しました。あなたは退会していますか。

八島章証人：動きがないグループについては退会しています。

佐藤孝委員長：ですから、私が聞いたのは、このグループから退会していますかということですか。

八島章証人：おそらく退会していると思います。

佐藤孝委員長：いや、していると思うじゃなくて、あなたが作ったグループなんですよ。退会していますか。

八島章証人：すいません。先ほども申し上げたんですが余りにもちょっとグループが多くて、気が向いたときに退会しているっていうような流れなんで、ちょっとそのメッセージを見てみないと、退会しているかどうかっていうのがちょっと思い出せません。

佐藤孝委員長：それあなたの都合を私聞いているわけじゃないので。それでね。実は木村係長に、3月14日の参考人招致と同じことを聞きました。その時の答えは、ワンテーブルと繋がっていると思われたくなかったと。こういう証言なんです。ワンテーブルと繋がっていると思われたくないというのが木村係長のその時の証言です。役場職員は、あなたはあまり記憶がないと言っていますが、加藤さん、木村さん、舟山さんは一斉に退会しました。あなたが、一緒に退会しよう、あるいはあなたが退会すべきだ、した方がいいって言う助言をした記憶がありますか。

八島章証人：ありません。

佐藤孝委員長：我々委員会として押さえている資料、それからそれぞれの議員が独自に入手した資料がございます。この百条委員会とは別に、常任委員会、それから別の特別委員会の設置を含めて、今後も、情報管理のあり方については、しっかりとした議論をする、しない、しなきゃならないと。その議論を俎上に乗せていきたいと思っています。繰り返しますが、あなたの後に、町長の証人喚問がございますので、その時に具体的なが、このフェイスブックメッセージグループでのやりとりを示して、町の最高責任者としての見解は聞きたいと思っています。それからあわせて、私が今設置をしている第三者委員会、ここにも調査依頼をすべきだと。こういう要請もするつもりであります。ちょっと話を変えますが、メールのことで聞きたいと思います。あなたが担当かどうかは別にして、知っている範囲内でお答えできればと思います。これまでの証人喚問とか参考人招致で明らかになってきたのは、廃棄したメールは復元できないということでした。その理由は、サーバー交換があって、データが存在しないんだと。私は素人でよくわからないんですけど。じゃなぜ百条委員会の要求で、当時のメール一部だけでしたが、出てきたのか。メールないって言った。でも出てきたんです。あなたこれちょっとどういうシステムがおわかりますか。

八島章証人：わかりません。

佐藤孝委員長：わからない。そうするとあなたが昔やりとりしてたメールは見れるかどうかかわからないということですか。

八島章証人：存在しているのであれば、見れるかと思います。

佐藤孝委員長：存在しているかないかは、廃棄したしないの話と同じなんですけど。結局見れるわけですね、前のメールね。それだけちょっと聞きたいんです。

八島章証人：見れます。

佐藤孝委員長：見れますよね。はい。そうすると、役所の皆さん方に、皆さんがおっしゃっているのは、サーバー交換したので、前のメールは見れないんだっていう、お答えなんです。それは違うってことですね。

八島章証人：いや、サーバー交換は確かにしたんですけど、その前の部分は見れるかと思っています。

佐藤孝委員長：はい。わかりました。これは改めて、町長にも聞いてみたいと思います。

そうすると、県や国からのメール、あるいは業者とのメール、いろいろありますよね、数多く。そのメールは共有したメールも含めて、見れなくなっているのはこれは違うということですね。

八島章証人：削除したものは、当然見れないし、サーバー容量が、パンクしてしまうんで、情報担当の方からも、そこは綺麗にしておくようにっていうようなお達しは来ていたはずですよ。私が見れるっていうのは、ちょっと怠慢かもしれないですけどその削除を怠っていたために昔のメールが、ある程度さかのぼれる部分は決まってるんですけども、削除していない部分について、残っているというところですよ。

佐藤孝委員長：わかりました。これも素人考えでほとんど申し訳ないですけど。パソコンのメールソフトを使っていれば、メールサーバーだけじゃなくて、パソコンそのもののローカルディスクに、保存されると私は素人ながら考えてんですけど、これも見れないってことですか。

八島章証人：すいません、私あんまりやっぱそこに詳しくなくてその部分は、わかりません。

佐藤孝委員長：わかりました。昨年11月22日の参考人招致、話変わりますが、あなたにもここに来ていただいて、幾つかの質問をさせていただきました。その時にあなたは、ワンテーブル社との具体的な調整などは取得した記憶がないと答えました。これ私の質問は、様々な業務、様々な事業を、ワンテーブルからの依頼ををされて、各課に繋いだですかという話でした。そういう質問でしたが、記憶がないと。先ほどのフェイスブックメッセンジャーのやりとりも含めて、今もその記憶に変わりはありませんか。

八島章証人：はい。記憶は変わらないです。

佐藤孝委員長：はい。その時に、企業版ふるさと納税に関して質問しました。やりとりはかみ合いませんでした。DMM.COMと言われている企業からの最初の寄附が、令和4年、2月28日です。あなたが財政係長さんときだと思うんですが、令和4年の2月28日です。入金前の、2月10日、約20日前ですね。DMM.COMからあなたと木村さんにメールが来ています。これあの、その時も私、話をしてお答えいただきました。その時の内容は、今まであなたが窓口だったものを、木村さんに変えますよという内容なのね。これ覚えてますね。

八島章証人：はい。終わった後にメールももう一度確認しましたので覚えております。

佐藤孝委員長：それ以前に、あなたはどなたかから、寄附がある、あるいは寄附したいとの話を聞いた事実がありますか。

八島章証人：なかったかと思えます。

佐藤孝委員長：実はここが、この事業の問題の始まりなんです。企業版ふるさと納税の根拠となったのが、国見町地域再生計画に、これあなたが作成した。この中には具体的に救急車開発の救の字も入ってないのね。何も書かれてないのにも関わらず3億

5700万円が寄附されました。これまでの町の説明は、地域再生計画に共鳴した企業が寄附したんだと。そう認識をしていると答えております。繰り返しますが、そんなフレーズはどこにも書かれておりません。そこで聞きます。あなたが作成した地域再生計画には、救急車開発という構想があったんですか。

八島章証人：ありませんでした。

佐藤孝委員長：そもそも、地域防災力向上には、救急車本体の開発、これあくまで民間が担う内容じゃないかと私は思っています。もう1回聞きますが、救急車や消防車の開発も、国見町が担うべきと考えて、地域再生計画作ったわけではないですよ。

八島章証人：地域再生計画はいわゆるコンソーシアムの部分で作っている地域再生計画ですので、その次の救急車だったりとかっていうのは、そのコンソーシアムとはちょっと違うものかなというふうに思っています。

佐藤孝委員長：はい。これである程度すっきりしました。地域再生計画を作ったあなたが、救急車開発等については最初から構想がなかったと。寄附は、思い出していただきたいんですけど、こういう流れです。1月の島田さん、ベルリング社の飯野さんの証言をもとに話をしますと、ワンテーブルの島田さんが、救急車開発を担ったベルリングの飯野さんに、国見町への寄附を打診した。あなた知っているかどうかは別ですよ。それを受けたベルリング社は、関連会社のDMM.COMに相談を持ち込んで、DMM.COMは社内協議の結果、寄附をしたいということ、ベルリング社の飯野さんに伝えました。それを受けたベルリングの飯野社長はワンテーブルの島田さんに寄附の意向を伝えたんです。これが、令和4年の2月7日です。あなたと木村さんに、DMM.COMからメールが来る3日前です。2月7日、これは確認しています。あなたは今私が話をした流れ、これは知っておりましたか。

八島章証人：知りませんでした。

佐藤孝委員長：わからない。実はこの2月7日、ベルリングからワンテーブルに、寄附したいと、うちの関連会社のDMM.COMに言っていますよ、っていうメールが届いた日なんです。そのときに、ワンテーブルはDMMに対して直接、国見町役場の八島係長と連絡を取ってくださいと。こういう証言があるんです。あなたは、DMM.COMから、寄附に関する電話、メールその他の方法、なんでも構いませんが、これあったと思いますが、それ、いつごろだか覚えていますか。

八島章証人：前回の参考人招致のときに委員長からお話があって、さかのぼってメールを見てみたんですけど、おそらく2月10日だったと思います。

佐藤孝委員長：そうすると、2月10日木村さんとあなたに、DMM.COMから来たとき初めて知ったってことですか。

八島章証人：そうです。

佐藤孝委員長：私、何回も前にも言いましたし今も言いましたが、2月10日のメールはそういう書き方じゃないんですよ。窓口を木村さんに変えますっていうメールなん

だね。11月の去年の11月には、その前ですとあなた答えているんです。どっちが本当ですか。

八島章証人：メールを見返したんですけど、寄附企業の何々と申しますってというような書き方だったりしていても、それが初めての接触だったんじゃないかなというふうに記憶しています。

佐藤孝委員長：私どもは、役場から提出をされた資料をもとに話をしています。2月10日にあったメールでは、八島さんあなたから木村さんに窓口を変えますっていうメールですね、これだけ言っときます。3億5700万円が2月28日にDMM.COMから役場に寄附されました。3億5700万です。申し訳ないですけど私は見たこともありません。聞いたこともないような多額の寄附金がありました。それを事前にですね、あなたはやりとりをしているはずなんです。木村さんと一緒に。一緒に仕事を進めたというのが、11月22日のあなたの証言です。あなたがおっしゃったことです。一緒に進めた。ただ、これだけ大きな金額を聞いたときに、通常であれば、担当外ですからね、あなたね。担当である木村にすぐ伝える。あるいは上司である総務課長に、こういう話がきてんだけどこれちょっと私違うよと。話をするはずなんですよ、普通は。1万2万じゃないんだから、3億5700万ですから。こういうあなた、上司なり、直接の担当者に話をした記憶ないですか。

八島章証人：直接の担当が木村だったので、その場で木村に伝えているはずですよ。それが私先ほど申し上げたようにメールが最初の接触、その前に一本電話が来て、メールアドレスを私と木村のメールアドレスを教えて、その時多分木村が席にいなかったんだと思うんですけども、でするのでその場でも繋いでいるはずですよ。

佐藤孝委員長：あなた今おっしゃいましたけど、メールの前に電話あったっていいですよ。これいつですか。

八島章証人：当日です。

佐藤孝委員長：当日。繰り返しますが、2月の10日のメール前は一切DMM.COMとの接触がないってことですね。

八島章証人：なかったと思います。そのメールも確認してみたんですけど、先ほどお電話をしました、何々と申しますってような表現だったので、その日だったんじゃないかなと記憶しています。

佐藤孝委員長：DMMが寄附をしたいですと伝えたのが、実は2月7日なんですよ。あなたが島田社長と企業版ふるさと納税に関する一般論としていろいろ情報交換をしていたというのが、昨年11月22日のあなたの証言なんですけど、DMM.COMから寄附がある、あるいは寄附をお願いしている、ベルリングを通じてね、そういう話を聞いた記憶がありますか。

八島章証人：特に記憶にはないです。

佐藤孝委員長：ないですね。そういう話一切ない。先ほど、しつこいぐらいに聞いたフェ

イスブックメッセンジャーグループのことです。あなたが設立したレジリエンス産業グループ、これともう1つ、ワンテーブルの社内に、別のグループが存在しているこの2つで、実はこれらのカプコ、救急車に関するやり通していた。これは証言がそういうことになっておりますし、レジリエンス産業というあなたが設立したグループで具体的なやりとりも明らかになってきています。事実関係があります。実はこの他にもう1つのツールがあった。これは、ワンテーブル社員の証言ですが、あなたと島田社長2人だけの、特別なホットラインがあったと。これは存在していましたか。

八島章証人：はい。ホットラインというか、フェイスブックで、友達で繋がってますんで。当然メッセンジャーでのやりとりはできます。

佐藤孝委員長：元ワンテーブル社員などの証言では、DMMからの寄附の詳細は、あなたと島田社長2人で具体的に進めていたと。こういう証言なんですけどこれは事実ではありませんか。

八島章証人：事実じゃないです。

佐藤孝委員長：事実じゃない。そうすると、あなたと島田さんの2人のフェイスブックメッセンジャーのやりとりの中では、DMM.COMとの寄附の話は一切ないですね。

八島章証人：なかったかと思えます。

佐藤孝委員長：私どもは、実はそのDMMから、寄附を受けたこの3億5700万円という、巨額のお金がなぜきたかっていうところに疑問を持ってるんです。1つの推測で申し上げて恐縮ですけど。町の意向を確認しないと。いくら島田社長がですね、ベルリングに対してこういう話があるからどうですかと言っても、寄附する方は何の関係もあるか出さないわけですよ。島田社長が今回の寄附行為に関与していることは、これは証言ではっきりしています。本人も言っています。救急車開発事業のスキームが、あなたがそこに1枚加わっていた。こういう事実は全くありませんね。

八島章証人：はい。ないです。

佐藤孝委員長：ないですね。実は企業版ふるさと納税の担当は木村さんです。あなたではありません。あなたはカプコ事務局でもない。ですよ。救急車事業担当者でもない。しかしフェイスブックメッセンジャーグループを開設したり、職員の誰1人参加していないワンテーブル、カプコの会食の場に参加をしていた。見方によっては、常に職員の代表のような立ち位置でワンテーブルや島田社長と特別な関係を持っていたんじゃないかと受け取られるように私は感じるんですよ。町長はこういうやりとり、あるいは参加してきたというその会食の事実は知っていたんですか。

八島章証人：知りませんでした。

佐藤孝委員長：ということは、こういうところに行って情報交換しなさいとか、フェイスブックメッセンジャーを立ち上げて、様々なやりとりをしてもいいですよ。これは町の中枢の指示だなんて動いていたという事実はないですか。

八島章証人：ありません。

佐藤孝委員長：カプコのあなたはメンバーではないと。立ち上げのときの会合に、1度顔を出してのぞいたことがあるだけだと。これ11月のあなたの証言です。ちょこっただけ顔を出すということは、町長とかね、副町長とかその特別職の方が、様子を見てことあると思うんです。ただ、一職員が、そんなことをするというのは、当然、通常考えられない、許されないことなんです。担当でも何でもないあなたがちょっとのぞいてきましたなんてね。常識では考えられない行為ができる根拠は何なんです。教えてください。

八島章証人：おそらく、コンソーシアムの最初の計画、地方創生計画だったりを作ったのが私だったので、どうしてもその後、どういった進捗があるかっていうのを、興味があって覗いたんだと思いますが、確かに行き過ぎた行為だったかなというふうに反省しています。

佐藤孝委員長：行き過ぎた行為どころか、あなたは正々堂々と私が素案を作ったんだから、出席しますと。言えばいいだけじゃないですか。どうぞ。

八島章証人：それを言うような立場にありませんので言えませんでした。

佐藤孝委員長：これは町長の許可でそれはあなたがそこに覗いたんですかその会議。

八島章証人：町長の許可ではありません。個人的な部分で入ってしまいました。

佐藤孝委員長：先ほどの話、ちょっと戻って恐縮ですが、あなたは担当でもない、あるいは特別職、町長とか教育長とかね特別職でもないのに、他の部局にワンテーブル社の提案の内容、あるいは事業、それからワンテーブル等関連をする企業の紹介などを役所内で行ってきた。これは、この問題が発覚する前から役所の中で言われていた問題です。11月の参考人招致でもあなたに聞いています。もう一度聞きます。それらの行為は、上司からの指示ですか。それともワンテーブル社長からの要請ですか。どちらですか。

八島章証人：自分自身での判断になります。

佐藤孝委員長：ワンテーブルの要請とか、町長など、上司の指示は一切ないということですね。

八島章証人：そうですね。はい。

佐藤孝委員長：はい。疑惑が掲げられているのが今回の問題です。あなたの立ち位置が非常に重要との、実は指摘もあります。これは議会内部じゃなくて、役所内でもそういう話をされているかと思えます。あなたと島田さんが非常に近い関係でだってことも先ほどあなたの証言でも明らかになってます。いろんな部分で情報交換を行って、信頼関係もでき上がっていたということだと思いますし、あなたもそのようなことをおっしゃっています。2人で協議をして決めたことがいろいろある。これは実はワンテーブル社の社員の証言もあります。もう1回聞きたいんですが、ワンテーブルの島田社長とどういう関係で、どんなおつき合いをしていたのか、個人的なものもあるでしょうから、話せる範囲で結構ですから話していただけないか。はい。

八島章証人：かなり有名な方でしたので、復興だったりとか、そういった部分でものすごく書籍だったりを呼んで、1度お会いしてみたいなというのが、一番最初のきっかけでした。その後、いろんな町が抱える課題であったりとか、そういった部分を企画調整課の職員として情報共有したり、あとは様々な町の、他の町の事例だったりとか、そういった意見交換をさせていただいていたのが、おそらく2019年とか2018年、だったと思います。その後、コロナだったりとか、地震だったりとかそういった部分があったり、課題が山積、より課題が大きくなってきたときに、それこそ何日もかけて議論をしたり、そういった関係でした。はい。そういったところが、私島田社長、元社長の関係だったと思います。

佐藤孝委員長：はい。わかりました。最後に、1つ、2つ聞きます。昨年11月にも聞いたんですが、改めて聞かせてください。町の倫理規則について先ほどちらっと私申し上げましたが、第4条に禁止行為があるんですね、これはもうわかっていると思いますから、細かく言いません。利害関係人からの金銭、物品、不動産の授受、強要、接待飲食、ゴルフ旅行などなどこう書かれているんですよ。例外規定もあります。あくまでも社会通念上許される範囲に限られてると。利害関係人以外との行為も第5条で明記されているんですね。これあなた、今担当されている係長さんですから、もう当然詳しくわかっていると思います。飲食の関係、先ほど聞きましたが、J E C Cと6月8日に飲食をした。今日はこれ以上聞きませんこの問題は。この他に、ワンテーブルとの飲食の事実がありますか。

八島章証人：ないです。島田社長にも、私が企画調整課のときは、こういう理由で飲食と、そういった目で見られることはやめたいというふうな話はもともとしておりましたし、その後、企画を離れてからも、会費制の飲み会、会費制以外の飲み会には参加できないということを、ワンテーブルの社長の方に伝えておりますのでその配慮がされていたのかと思っています。

佐藤孝委員長：先ほど申し上げましたが、実は6月9日、4月19日、6月1日の飲食も、ワンテーブル社内の証言では、会費はもらっていないという証言もあることだけ付け加えておきます。どちらが本当か私わかりませんが、そういう証言でした。それから飲食以外のことを最後に聞きます。先ほど申し上げた、金銭物品不動産の授受、それから強要、接待、ゴルフ、旅行、これらについての行為ありますか。

八島章証人：ありません。

佐藤孝委員長：ないですね。はい。わかりました。大変長い時間、八島証人については、ご協力いただきましてありがとうございます。ご退席されて結構です。長い間ありがとうございました。

(八島証人退室)

佐藤孝委員長：次、町長の証人喚問が10時40分ですので、それまで休憩します。

(休憩)

(再開 午前 10 時 40 分)

佐藤孝委員長：再開します。引地証人の入室をお願いします。

(引地証人入室)

佐藤孝委員長：休憩前に引き続きまして証人喚問を継続したいと思います。引地証人におかれましては、年度末のお忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解いただきまして、最後までのご協力をお願いしたいと思います。証言を求める前に証人に申し上げます。証人の喚問につきましては、地方自治法第百条に規定があり、またこれに基づいて、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に、申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、少年証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人と、これらの親族関係にあったもの。及び証人の後見人、または証人の後見を受けるものの、刑事上の訴追または有罪判決を受ける恐れがある事項に関するとき、またはこれらのもの名を害すべき事項に関するとき、並びに、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にあるもの、もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて事務を受けるとき、または、技術もしくは職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合、証人証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨を申し出を願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 ヶ月以下の禁固または 10 万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等以内の血族、3 親等以内の姻族もしくは証人等、これらの親族関係にあったもの。証人の後見人または証人の後見を受けるものに著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときには、3 ヶ月以上、5 年以下の禁固に処せられることになっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして証人の宣誓をお願い申し上げます。出席者の皆様のご起立をご協力ください。

証人の宣誓書の朗読をお願いします。

引地真証人：宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和 6 年 3 月 28 日、引地真。

佐藤孝委員長：はい。ありがとうございます。それでは宣誓書に署名捺印をお願いします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証人は証言を求め、求められた範囲を超えないこと。それから発言の際にはその都度許可を得てからされるようお願いいたします。質問については、今日4人の方を私も含めて4人で行います。こちらの質問については、このまま座ったまま行いますので、証人も座ったままお答えいただきたいと思います。

委員各位に申し上げます。本日は証人による証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように、改めてご協力をお願いします。

また、質問発言については、証人の人権に配慮されますようご要望申し上げます。

まず初めにあなたは引地真さんですか。

引地真証人：はい、そうです。

佐藤孝委員長：住所職業生年月日、それ、これは先ほど記載いただきました証人受付票の通りで間違いありませんか。

引地真証人：はい。間違いありません。

佐藤孝委員長：はい。それでは具体的に質問に入ります。佐藤議長。

佐藤定男議長：はい質問いたします。前回の証人喚問でもお聞きしましたが、高規格救急車の研究開発事業の計画書の作成については、監査委員からの指摘で、担当者が作成していなかったことがわかったというふうに答弁していらっしゃいます。まるで他人事みたいに作成しなかった担当者が悪いと言っているように私には思われます。担当者の責任なんですか、これは。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：担当者の責任ばかりではないとは思っています。当然決裁権者の責任もあるというふうに思っています。

佐藤孝委員長：議長。

佐藤定男議長：この事業計画書の作成、私、そういう結果的には作成してなかった。それは、担当者もあれですけども、当然、管理者の責任でもあるということなんですが、そもそもですね、担当者あるいは課長に、計画書を作成するようにと、そういう町長からの指示は指示したんですか。どうなんでしょうか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：当然、事業を進める際の事業計画といったものは、当然あるべきものだというふうに思っておりましたので指示をしなくてもそういったものは作成されているものだというふうに認知をしておりました。ただ、再生計画といったものが、まず内閣府の方に提出をしたものがございましたので、それをもって事業計画というふうに見かえていたのかなと、後でちょっと思ったことはありました。

佐藤孝委員長：佐藤議長。

佐藤定男議長：事業計画については、当然、作成されていると思ったというご答弁ですが、

結果的に作成されていなかった。それは、町長の段階で、そういうチェックっていうのは、途中段階でしなかったということになりますね。どうなんですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：結果的にはそれを確認をしなかったということになります。

佐藤孝委員長：佐藤議長

佐藤定男議長：そうしますと、この4億3200万の大型プロジェクトにもかかわらずですね、事前調査や、具体的な利用計画がなく、事業を進めようとしていたわけです。計画書を作らなかったのはですね、町長も、この事業のイメージが具体的に描くことができなくて、担当者にも指示ができなかった、そして結果的に計画書が作成されなかったというふうに、その事業遂行については、自分でも、イメージがなく、結果的に、といいますか、カプコ、その中でも、ワンテーブルの事務局に進め方は任せておけばいいというふうに町長の判断があったのではないかと思います、いかがですか。

佐藤孝委員長：議長。

引地真証人：申し訳ありません。質問の内容というのは、そのカプコにすべて委ねていたのではないかというご質問でしょうか。

佐藤定男議長：結局、町長の頭の中では、具体的なイメージがなく、関係者であるカプコの中で、あるいはワンテーブルに事業の進め方を任せておけばいいというふうに、町長の方で判断してなるのではないかということです。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：はい。まず事業を進める際の町としての考え方なんですが、まずは担当者の方でいろいろと検討します。それを決裁の過程でいろいろと確認をして、最終的に町長決裁のものであれば、町長が最終的に判断をするということになっています。ただ、すべて官民連携コンソーシアムの方に任せていたということではなくて、主体は町側にあったというふうには認識をしております。

佐藤孝委員長：佐藤議長。

佐藤定男議長：最終決断、それは町長の方、町側にあったということなんですけれども、ただ計画書がなかった。だから、裏から考えればですね、最初からですね、事業の計画書は必要ないとは考えてはいたのではないですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：そういったことはございません。

佐藤孝委員長：佐藤議長。

佐藤定男議長：必要ではあるとは考えていたけども、実際に作成しなかったということになるかと思いますね。はい、次に行きます。令和4年の3月に、島田社長の不適切発言に対して、発言の事実を確認し、その上で、高規格救急車の事業他を解約されました。普通感覚であればですね。解約は当然としましても、それと同時に、ワンテーブルに、だまされてしまった。相手の都合のいいように載せられてしまったと反省す

ると思うんですが、町長はそのようには思いませんでしたか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：昨年の3月の時点で、いろいろ新聞報道があつて、当人を呼び、確認をいたしました。その際に、町がだまされた、あるいは乗せられたという感覚よりも、まずは、なぜこういった事態になったのかというそれを追及の方が先に対応しなければならないのではないかというふうに思ったのはございます。だまされたというそういった感覚ではなかったと思いますが。

佐藤定男議長：だまされたんじゃないくて、なぜ、こういう結果になったと思うんですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：なぜこういう結果になって。

佐藤定男議長：事業の計画が、最後まで遂行できなくて、途中でやめざるをえなくなった。

何でこういうふうになったんですか。だまされたんじゃないくて、

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：それは、彼の発言が真実だということがわかったからです。ですから、その事業はもう一緒にはできないなという判断をしました。

佐藤定男議長：だから、発言が真実というのは、これは超絶いいマネーロンダリングだと。

行政をかき回すと、それが真実だということになるんじゃないですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：そういうふうにはとりませんでした。事業の遂行が難しくなったというふうにとらえました。

佐藤孝委員長：はい、佐藤議長。

佐藤定男議長：はい。じゃあですね、そう思わないとしたら、町長はですね、大変失礼ですけれども、私たち一般町民の感覚からすると、かなりのずれがあると思いますよ。

普通は、またやられちゃったと後悔すると同時に、深く反省して、今後の対応策を練るのが管理者としての注意義務だと思いますよ。以上で質問を終わります。

佐藤孝委員長：いいですか答弁。

佐藤定男議長：いいです。

佐藤孝委員長：次に山崎委員。

山崎健吉委員：はい。私の方から、前回質問に答えてもらったんですけども、それちょっと最初に確認させていただきます。前回もですね、令和4年の2月1日に、包括連携協定、これを10年の長きにわたって契約しましたと。信頼関係はいつ生まれたのかという質問をしました。その時に町長は、硬直して、硬直っていか否定されました。またですね。島田さんと町長がコンタクトをとっていて、トップダウンで実施したのではないかと聞く際も、ビジネスライクな関わりしかないので、このようなことを話されるのは、全くもって心外だと。両方否定されてるんですけども、再度聞きますがこの否定された、何か理由があるんですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：すいません質問の内容ですが、信頼関係があったかどうかということと、それと否定した理由ですか。質問の中身、そのトップダウンというお話がございましたよね。これ議長の質問にもお答え一部しましたけれども、まずトップダウンで何かを決めるということは、引地はやっておりません。まずは担当の話を聞いて、その上でいろんな協議をしてその際に、そのあとで決裁をするということをしておりますので、何か突発的にすぐにトップダウンで決めるといったことはございません。ですから否定をいたしました。それと信頼関係の構築ですか。信頼関係の構築と言ってるものを、島田氏との会うという、会ったことがあるかというご質問が確かあったと思うんですが、その会うという意味が、引地にはよく理解できませんでした。確かに彼と顔を合わせることはありましたし、あとフェアでその他の職員たちと一緒に話を聞くということもありました。どういったことをその会うという意味でおっしゃったのかがよく理解できなかった。信頼関係を構築するまでの深い関係になかったというふうに引地は思っておりましたので、ビジネスライクなところではございましたけれども、それ以外のところでは一切なかったというふうに思っておりましたのでそういうお答えをいたしました。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：一般論ですけども、町長は大分忙しいと思ってるんですけども、一般的に町長は、外部の人と会うときには、だいたい何分くらいつつうか、名刺交換くらいで終わっちゃうんですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：その時その時によります。よその首長がおいでになったときには、30分ぐらいお話をする場合もありますし、あとは、町民の方がおいでになったときにもやはりそのぐらいの時間、お会いすることもあります。また、名刺交換だけでと言ったことはあまりないのかもしれませんが。そうですね。長くて30分ぐらいでしょうかね、短い場合には本当に短いのですけれども、相手の都合にもよりますのでね、一概には言えませんけれども、せいぜい長くて30分程度でしょうか。ただその30分というのも、めったにありはしません。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：これを聞いたのはですね、あんまり長い時間は、お話はしてないと。それでね、これ、町からの資料によりますから、町長の面会記録見させていただきました。令和4年の1月25日午後3時、ワンテーブルと島田社長、こういう面会記録があります。その中で、元社員の証言ではですね、この面会は、2時間から3時間にわたって話をしたと。その中で町長の不安を解消してきたというふうに、社長は戻ってきたそうです。そういう話がですね、社長が会社に戻ってからあったんですけど、この長い面談はやっぱりあったんですか、これ。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：令和4年の1月ですか。2時間も会って話をしたということですか。引地の週間予定か何かで資料をお取りになったのかと思いますけれども、通常2時間もお会いをしてお話をするということは、考えられません。また、当然1対1でお話をするということもまずありえないことですから、必ず町の職員、担当職員やあるいは関係職員が同席をする。2時間もというのはちょっと引地は、ちょっと今考えられないことだなというふうに思っています。ただ1対1でお会いすることもあります。ただ1対1でお会いするのは、大概が、よその自治体の長がおいでになって、2人だけで話をしたいという申し入れがあった際には2人だけでお会いをするということがございました。

佐藤孝委員長：山崎議員。

山崎健吉委員：その中でですね、この記録によれば、立会者もいるという話なんですけど、これ、このときの立会者はどなたただか分かりますか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：ご覧になってる資料のところに、担当課の名前か何か入っておりますでしょうか。書いてありませんか。ワンテールですよね。ワンテールの島田さんですよ。であれば、総務課や企画調整課あたりが同席をしたのではないかというふうに思います。すいません、ちょっと記憶が定かではないのですが、ワンテールという会社であれば、企画調整課の職員が同席をするという可能性はあるというふうに思います。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：この証言ですね、なんでこの日に面会したのかという話なんですけども、島田社長はこの日ね、コロナに感染していたそうなんです。コロナ。コロナに感染したにもかかわらず、重要な話があるということなので、社員は覚えてたと証言します。そしてそのあとに、町長の不安を解消してきたと。こういうことを言ってるんですよ。ですから、元社員は鮮明に記憶すると。結果的にですね、島田社長は結論が出たような強気な発言で、1月25日の島田社長との面会が、先ほど言った信頼関係が深まったんじゃないかという見方ですね。そして、救急車事業の計画書はないと。なくてももうトップダウンですからその中で決まったと。それで、部下に指示したのではないかという見方なんですけども、町長いかがですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：会社側の社員の証言なのでしょうか。

山崎健吉委員：ワンテール社の元社員です。

引地真証人：それはこの証人喚問でお話をされたことなんでしょうか。

佐藤孝委員長：証人は質問にだけ答えてください。事実かどうかだけ。

引地真証人：そのような事実はないというふうに思っております。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：この時期は当然、1月25日ですから、3月の議会前とか予算策定とかでだいぶ多忙な時期だとは思うんですね。だからそんなに時間に、あの時期にですね、何でこんな長く何を議題に話したのかなというのが我々の疑問ですが。何を話されたんですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：これも前回お話をしたことかもしれませんが、島田さんと初めて会ったという記憶が、令和3年の1月でした。それで、その時にもこの前もお話をいたしましたけれども、確か新年のごあいさつか何かでお伺い、されたのかなというふうに記憶をしています。令和4年の1月の今議員お話になってることについても、新年のごあいさつ、だったのではないかなというふうに思っておりますが、詳細、中身きちんと記憶はしておりません。ですから、それほど重要なお話をされたというふうには思っておりません。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：1月25日に会ったということは認めますね。

佐藤孝委員長：引地証人。

山崎健吉委員：書かれている。

引地真証人：お手元にある資料にそういうふうに記載があるのであれば、会ったんだと思います。はい。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：時間はわからないと。脇に担当者がいたにもかかわらずその時間をわからなかったっていうんですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：会ってる時間ですか。会ってる時間については、そんなに2時間も会って話をするようなことは通常ございません。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：今町長から、3月からの打ち合わせについては島田さんとは会ってないと言われてましたんで、繰り返すようですが、これ、こないだの話なんですけども、令和3年の1月から令和5年3月までの間に、官民共創コンソーシアム、これを立ち上げるときにも同じ会場に当然おりました。確かにですね顔を合わせることもありましたが。ただ、深い話をする機会があったかどうかについて言えば、そんなことはなかったというふうに、記憶してると町長が言ってるんですね。ですから、その通りだと思うんですけども。繰り返しますが、1月25日は長時間面談をしましたか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：先ほど申し上げた通りです。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：これも元社員の証言なんですけども、島田社長はですね、もう2つしかないんですよ。目的は、くにみ学園の仕事を取ること。それから、救急車の話をまとめること、これしか社員には指示していないそうです。すべてトップダウン。これまでの資料や証言から考えると、役場内で十分に検討がされた形跡がない、下からの提案がないことの裏返しで、ワンテーブル社長は1月25日のトップダウンで、町長との市町長が政治判断で決めたのではないかと。こういうふうに見るんですけども、どうですか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：そういったことはないというふうに思います。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：これ1月25日の設定なんですけども、これはですね、1ヶ月前、令和3年の12月2日、18時37分。これはワンテーブルのフェイスブックメッセージで町職員に聞いておりますけども、4人ほど町の職員が関わってるんですけども、日程調整が来てるんですよ。日程はですね、12月13日の午後、14日の午前、20日、21日、23日、24日は終日、いずれかそして町長と島田社長と資料に基づいて話ができないかということなんですけども、日程調整は、その担当者から聞いていましたか。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：すいません質問の意味がよくわかりません。もう一度お願いします。

佐藤孝委員長：私の方からちょっと整理して言います。令和3年12月2日に、ワンテーブルから町の方に連絡が来てるんです。その時に町長と面談をしたいと、資料に基づいて面談をしたい。日付は12月13日午後、14日午前、20、21、23、24日は終日、このいずれかで町長の日程を抑えてくださいってメール。これ知ってましたかって聞いています。

引地真証人：よろしいですか。すいません。存じませんでした。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：この日程はですね、町長の日程がつかず見送りになったと。こういうふうに、町長の日程調整がつかなかったんで、1月25日になったんだと、こういうふうになってるんですけども、それもわかってないってことですから、わからないってことね。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：存じませんでした。

佐藤孝委員長：山崎委員。

山崎健吉委員：こういった細かい証言があるんですよ、日にちまで含めて。一連の混乱と、そして疑惑を町民にどのように説明するか。責任を取るかちょっとお答えください。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：今後の引地としての町民への説明の仕方でしょうか。これは町の方で第三者

委員会を設立をして、今いろいろ検討していただいておりますので、その結果が出た時点で改めて町民の皆さんには説明をする機会を設けるべきかなというふうに思っております。

佐藤孝委員長：はい。じゃあ次、小林副委員長。

小林聖治副委員長：はい。それでは、私から1つだけお聞きいたします。どうも私は今回のワンテーブルに誘導する仕様書作成を含む一連の事業事案について、いくつかの法令違反が存在すると、私は思っています。そこで、今回の事案について、最終決裁をする立場であり、国見町の最高責任者として、町長は、これら法令違反についてどのように認識していたのか、お聞きします。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：法令違反とおっしゃられましたけれども、それは新聞報道でされてるような、独占禁止法であったり、あるいはいくつかございましたね。そういう、そういったことに抵触をする行為があったのではないかというご質問でしょうか。

小林聖治副委員長：それがあったことを認識していましたかということです。町長として、こんなことを職員がやっちゃったら、まずいんじゃないか、駄目なんじゃないかなというように思いというもの、認識ですね。ありましたか。

佐藤孝委員長：引地証人。どうぞ。

引地真証人：よろしいですか。

佐藤孝委員長：どうぞ。

引地真証人：法令違反の場合に3つの要件がございますよね。構成要件の該当性であったり、有責性だったり、あとは、一番は違法性だったりって、3つの項目にすべて合致しないと法令違反にはならないし、罰則も適用されないというふうに思っておりますが、当然、これまでもお話をしてきたかもしれませんが、相手、今回で言えばワンテーブルになりますけれども、相手企業がそういったことを、ああいったことは発言をするような企業だというふうな認知を、まず我々は知っていなかったということ。であれば、当然それは法令法規にのっとった業務の進め方が当然されるものだというふうに思っておりました。ですから、その時々でのやりとりの中で、担当者の方のやりとりの中で、法令違反という考え方というのは、なかったのかなというふうに思っておりますし、引地自身も、まさかああいった発言をする人がその代表取締役だった会社だということには認知をしておりませんでしたので、去年の3月、本人を呼んで確認をしたところ間違いなく本自分自身の発言だということを確認したという、そこでかなり大きな衝撃を受けたところでもあります。ですから、法令違反の認知があったかどうかということに関して申し上げれば、引地自身で言えば、そういった認知は、まずはなかったかなというふうに思っております。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：ということはですね、すべて法令遵守のもとで、救急車事業を進めて

きた。ということでよろしいですね。

佐藤孝委員長：引地証人。

引地真証人：はい。そういった思いでこの事業は進められてきたものだというふうに思っております。

佐藤孝委員長：副委員長。

小林聖治副委員長：あなたは、町のトップです。町長ですから。先ほど町長お話したように、ワンテーブルの島田元社長の発言が、いろいろ明らかになったときにですね、素直に、率直にミスを認めて、町民の皆さんに陳謝するべきだったと私は思っております。そうすれば、日夜一生懸命ですね、町のために働いている部下である町職員のキャリアに傷をつけることはなかったと思っています。残念なことですけど。私の質問は以上です。

佐藤孝委員長：はい。私があと、最後に質問します。先ほど佐藤議長とのやりとりの中で、事業計画についてありましたよね。これまでの町の回答とか答弁、それから今、証人の回答でも地域再生計画が事業計画に代わるものだと、こういうお話なんですけど、実は先ほど、あなたの前に証人喚問した八島さん、この方が地域再生計画の実際の作成者なんです、八島さんの話で、私聞きました。救急車あるいは消防車といった開発は、この地域再生計画に想定していたんですかと質問したら、全くありませんという回答なんです。証言なんです。ということは、地域再生計画が事業計画に値しないと。本人認めてるんですけど、どうですか。

引地真証人：今のお話であれば、全く当たらないというふうに認知を今、したところですよ。

佐藤孝委員長：はい。従って内閣府が認めた地域再生計画に、救急車開発はなかったと。こういう認識なんですけど、間違いはないですね。

引地真証人：先ほどお話をしたとおりです。

佐藤孝委員長：実は、令和4年、ちょうど2年前の1月25日に島田さんと町長は面談をしました。これまでの我々の調査では、長時間、2時間から3時間にわたって話をしたという話があります。今町長否定されました。そのことでやりとりするつもりはありません。ただ私が言いたいのは、1月の28日、当初2月1日だったんですけど、1月28日に、カプコ、官民共創コンソーシアムのプレゼンテーションの日だったのね。プレゼンテーション、1月28日。その同日審査会で、最終的にワンテーブルに決定されたんです。通常、プレゼンの3日前、申し込みがされてる企業と、会うということは通常考えられないんです。1月25日面談しました。3日後の28日はプロポーザルで行ったプレゼンテーションの審査です。なぜ、審査をする3日前にあなたに会ったんですか。どうぞ。

引地真証人：なぜ会ったのかと言われれば、面談の要請があったから会ったということなんだと思っています。ただその内容が後日のプロポーザルですか。プロポーザルに関連するものであったというふうには引地は認識はしておりませんでした。

佐藤孝委員長：あなたも役所の経験長いですし、今も町長という座についてます。通常です、ね、一般の入札も同じです。3日後に入札するとき、入札参加企業と普通会いませんよ。私はこのことが非常識、不見識きわまりない。このように思いますがいかがですか。

引地真証人：そのようにお考えになるのは委員長のご自由だというふうに思います。

佐藤孝委員長：つまり引地証人は、これからも入札前であっても、参加企業と会うのは当然だという考えでよろしいですね、日程が嵌れば。

引地真証人：時と場合によると思いますが、ただ、お話いただいているようなことでなければ、別にお会いするのは問題はないのではないかなというふうに思っております。

佐藤孝委員長：はい。私の感想を申し上げます。多分この辺は議事録として公開されれば、役場の職員もびっくりするじゃないかと思えますね。令和4年の2月1日。これは当然覚えてると思いますが、カプコの契約です。2月1日、今申し上げたプロポーザルのプレゼンテーションが1月28日でワンテーブルに決まりました。2月1日契約です。そのことをこれから聞きます。その前に、八島係長の証人喚問を行いました。島田ワンテーブル社長の証言では、役場職員との飲食を3回あったと。こういう回答でありました。町長にこのことを伝えて、調査しますという約束を前回いただいております。調査いたしましたですか。

引地真証人：はい。調査をいたしました。

佐藤孝委員長：その結果聞きたいんです。はい。どうぞ。

引地真証人：3回飲食をともにしたというお話でした。

佐藤孝委員長：令和4年の4月19日、6月1日、この2つは我々も詳細把握をしています。4月19日は3次会まで。3次会。朝まで飲んでました。6月1日は2次会まで。町職員からの会費徴収は、島田社長はあると。会食の後にお金をいただいて領収書を発行したという証言なんです。他の証言は、役場職員からの徴収はしていないと。こういう証言もあるんです。どちらが本当か私はわかりません。2つの証言があるんです。具体的に言うと、支払いは、ワンテーブルと、株式会社アップルファーム、これカプコのメンバーじゃありません。この2社が負担をしている。領収書あります私。関係職員からは、どんな回答を得ましたか。1次会、2次会、3次会、会費の徴収、どうぞ。

引地真証人：会費については自分で支払ったと言う話を聞いております。また領収書もあるような話を聞いております。

佐藤孝委員長：昨年6月に、私2回目の当選させていただいて、その議会で質問しました。ワンテーブルとの飲食があったかどうか確認してくださいと。その前に総務課長には事前に聞いてます。総務課長は、有り得ない話だと。会費制も含めてね、そういう話だったんです。議会答弁は、事実はありませんってことなんですけど。総務課長、企画調整課長、教育総務課長に、実はその時に事前に聞いてます、私は。そのときの

答えは、総務課長と教育委員会の課長は、誘いはなかった、わからない。いいですか、2人はわからないと、そんなことあったかどうかもわからないと。企画調整課長は誘われたけども断ったと。部下には言った、行っちゃ駄目よと。ね。まずいことなるといけないから行っちゃ駄目よ。ましてコロナが蔓延してるときだから駄目よと。でも何故か行ったのは、総務課の人間ですよ。課長も誘われていない総務課の職員が、のこのこ出てる、3回もね、もう1回調べてもらえますか。もう1回調べてもらえますか。

引地真証人：わかりました。調べることにします。

佐藤孝委員長：それ特にですね、後でも言いますけど、6月8日、これはワンテーブルと、J E C C。リース会社と当初予定してた J E C C ね。

引地真証人：ちょっとメモしたい、メモ、ちょっと私ども、メモ用紙をください。

佐藤孝委員長：6月8日、J E C C。八島さんの証言は4年、令和4年です。

引地真証人：4月19日。6月1日、6月8日。

佐藤孝委員長：6月8日と6月1日、4月19日、人数まで申し上げます。4月19日は3次会まで行って、6名です。6月1日。2次会まで行って、12名です。全員が2次会に行ったわけじゃありません。6月8日、これはワンテーブルと J E C C の会食です。八島証人は4名と言いましたが、私どもの調査では5名です。

引地真証人：6月8日は5名。

佐藤孝委員長：5名です。調べていただきたいと思います。

引地真証人：わかりました。

佐藤孝委員長：それでね、後でも言いますけど、これ、非常に悪質だと私は思ってます。本人は利害関係人と飲んだと言ってる。本人は。

引地真証人：八島。

佐藤孝委員長：はい。そうです。今、いや、今やったばかりですから、証人喚問。利害関係人と認識していた。そこをお願いしたいのは、私の今の発言がね、議事録に、間違っていると困りますので、そこは確認しますけども、利害関係人という話をされて、ここをお願いしたのは、あなたが今最も頼りとしている第三者委員会にこの件も調査していただいたらどうですか。場合によっては、議会で持ってる資料も提供してもいいですよ。これは、当然皆さんの同意がないとできませんけど。第三者委員会、調査を依頼していただけますか。持ち帰って検討します。

佐藤孝委員長：はい。その結果によってはまた別な対応が出てくるわけですよ。情報セキュリティの関係は後で質問しますが、こちら極めて深刻なんです。倫理規則それから関連条例などに関しての調査も、やっぱり議会としてもしなくちゃなんないなと私個人的には思っています。いずれにしても、利害関係人との飲食、これは、除外規定、例外規定ありますが基本的に厳罰対象です。懲戒処分のこれ厳しい処分の対象案件ですよ。このことだけとりあえず申し上げて、調査のお願いをします。カブコに

ついて聞きます。町から出された資料を改めて、精査をしてみました。令和4年、1月13日、あなたが先ほど繰り返し言われてますけど、島田ワンテール社長と会う約10日前に、が、カプコの起案書類が出されて、町長のあなたも決裁しています。これは各事業で公募型のプロポにしていいいですかって起案なんですね、これ1月13日です。これからちょっと日程がポロポロ出てくるので、別ペーパー今出しますから、それ見て答えてください。

(資料配布)

佐藤孝委員長：いいですか。1月13日の決裁を受けて、1月17日からこれ左側の日にち、後ろの2枚、1枚目の後ろに書かれています。1月17日から公募を開始してですね、カプコの公募、ホームページ上で、申し込みが。

引地真証人：ちょっとお待ちください。

佐藤孝委員長：あるでしょ。1月17日。1枚目の後ろ左側です。

引地真証人：ここですか。

佐藤孝委員長：そうそうそうそう、左側の。1月17日から入ってんです。申し込みの期限は1月26日です。わずか10日です。非常に短い期間設定なんですね。プレゼンテーションと審査会が1月28日、ここに書かれている通り、3日後の2月1日に契約という流れなんですよ。

引地真証人：ちょっとすいません。

佐藤孝委員長：1月。いやこの通りなんです。これ役場の起案書からこれ写したんだから。

引地真証人：この日付で今お話いただいているんですか。

佐藤孝委員長：そうです、そうです。はい。1月13日に決裁を受けて、1月17日から公募。ね、1月、1月26日が締切。1月26日にね、28がプレゼンと審査会。

引地真証人：はい。

佐藤孝委員長：これ、わずか10日です。これ、今日と関係ありませんがC I事業。C I事業、コーポレートアイデンティティ。これはあんまり評判良くないパーティーファーが受託者ですけど、これ1ヶ月です。これ変わってません。1ヶ月。1ヶ月のそれは、

引地真証人：C Iは1ヶ月。

佐藤孝委員長：ただこれは10日です。わずか。ただ、そのことを問題にしているんじゃないありません。最初の契約は、1枚目の一番上に書かれてるように、設計は2000万200円。で、ワンテールの見積もり2000万円で契約も2000万です。請け差が200円です。もうほぼ100%ですね。実は、問題にしているのはそこじゃないんですよ。右側の欄に、まず職員とワンテールありますよね。1枚目です1枚目。ワンテールと町職員ってありますよね。このやりとりが問題なんですよ。私読みます。1月9日、町職員がワンテール社への連絡をしています。プロポ用、これ原文のままね、全く私、加工してません。全く原文のまま。字の間違いもあります当然。「プロポ要綱です。決裁前で修正が可能ですので、内容についてご確認願います。」 同日、ワンテール

ルが町職員に返信しました。「メール拝受いたしましたので、ご確認して、明日の午前中までにご回答申し上げますので、よろしく申し上げます。」 事前に公募するか。事前にね、応募するか、ワンテーブルはですよ、全くわからない。まして、特定の業者に、決裁前の要綱を知らせチェックを受ける。これどういうことですか。引地証人。

引地真証人：通常はありえないことだと思います。

佐藤孝委員長：ありえないですよ。ありえないです。1月10日。前日に明日まで回答するって言ったワンテーブルの返事、町職員に送ってます。いいですか。「公募要綱において1点、財政コストの削減の部分の提案ですが、事業規模、予算が日程調整とともに、予算規模が縮小をせざるをえないというのは理解しているところですが、本件において、企業連携において実は、それなりに調整している部分の費用が吸収できない部分もあるのですが、できる限り当社として寄附できるように検討したいと思っておりますので、この辺りは考慮していただけたらうれしく思います。また月末、タイトなスケジュールで進むと思いますが、ホームページなど時間がかかる部分は動き始め、2月1日から動けるように準備を進めています。またプレゼンの期日ですが、27日にのみ動かさないスケジュールがありますので、28日のプレゼンの日だと助かります。」と答えてるんですよ。次の日、1月11日、役場からワンテーブルへ連絡です。「ご確認ありがとうございました。予算の件、スケジュールの件、検討させていただきます。」とその返信、同じ1月11日、ワンテーブルから町職員。「また、28日がプレゼンの日であれば、大分から朝一で向かえるため、午後からの開始であれば助かります。ほぼ月内予定すでに埋まっている状況ですみません。」話にならないですよ。いいですか。公文書によると、この事業の予算執行額は、予定執行額は2480万円です。2480万。これは町の資料で明らかになってます。このやりとりで読めるのですよ。契約期間が2ヶ月と短いので、公募要領原案に書かれた金額は、相当低い金額が書かれているんじゃないかと思うんですよ。だからその不満を持っていて、何とか予算してくれと、そういう内容がね、書かれていたと私は見ているんですよ。そういう内容なんだから、つまり、事前に見たワンテーブルは、執行上限額、執行上限額ね、の変更を町に求めているんですよ。その結果として、2000万円の設計金額になって、契約金額になった。だからその前はもっと低いはずなんです。これは客観的に読み取れる。いかがですか。

引地真証人：持ち帰って確認をしないと、お答えできません。

佐藤孝委員長：最初の公募案。プロポの公募案ね、これは議会の方には提出ありませんから、私はわかりません。でもこのやりとりを見ると、間違いなく契約金額の2000万よりは下がってるはずなんです。そうでなければこんなやりとりになんないんだから。確認してください。

引地真証人：確認します。

佐藤孝委員長：もう1つ、先ほど申し上げたように、2月1日から動けるように今から仕

事を進めると。こういう返事をしている。公募する前公募の案も確定していない。誰が応募するかわからない段階で、これはワンテابلは受託してるって公言してるんですよ。どう思いますか。

引地真証人：これも持ち帰って確認をします。

佐藤孝委員長：はい。プロポの日時でもありますね、プレゼンテーションの日もワンテابلが指定して、ね、ここに書かれているでしょ。28日午後。もうめちゃくちゃですよ。実は、町のホームページに載っていたのがここにあるんですけど、これは町からもらった資料です。官民コンソーシアムの創出事業に係る公募型プロポーザルの審査結果について、これはワンテابلに決まった。実は、掲載日が、2月1日になっているんです。掲載日2月1日。何でかわかんないでしょ。2月1日が最初、プロポーザルの審査日だったんですよ。2月1日だから、ホームページはすでに作ってあるんですよ。それを手書きで直して、1月28日に書き直した。これ私だけじゃないですよ、みんな持ってますから、全議員。1月28日に書き直して、審査結果の公表の書類、これ町からもらった資料、つまり、2月1日に審査会はするはずだったのが、ワンテابلから28日にしてくれと頼まれたもんだから、28に変更したんですよ。どうぞ。

引地真証人：今お話しいただいたやつをすべて持ち帰って確認をします。

佐藤孝委員長：結局ね、ワンテابلにのみ、手厚く配慮していたんですよ。だから我々は前から町民も含めて、出来レースじゃないのっていう疑いを持っていた。あなたこれを知ってましたか、この事実。どうぞ。

引地真証人：よろしいですか。この資料、確認なんですが。

佐藤孝委員長：それは回収します。

引地真証人：メールのやりとりなんですか。

佐藤孝委員長：後で言います。

引地真証人：いや、メールのやりとりなんですか。

佐藤孝委員長：後で言います。後で聞きますから。つまり、上限の執行予算を公募前に知らせて、公募前の要領、公募前のね、あなたが決裁する前の要綱を確認させて、特定業者から要望を聞くと、これ誰が考えても、特定業者への便利供与、利益誘導じゃないですか。これが実は、今回の事業の実態の一部なんですよ。違いますか。

引地真証人：今ここで断定的なお話をされましても、引地も答えようがございませんので、持ち帰って精査をします。また、町の顧問弁護士との間での協議もいたします。

佐藤孝委員長：1月17日、さっきの資料見てくださいね。もう1回ね。1月17日。

引地真証人：1枚目ですか。

佐藤孝委員長：そうです。1枚目の後ろ、町職員がワンテابل社に連絡しています。1月17日。「いつもお世話になっております。本日、プロポーザル要綱の決裁がございましたのでご連絡いたします。町ホームページURLはこちらです。プレゼンスケジュールは28日午後で調整しております。全体的にスケジュールが変わっており、質問締め

切りは 21 日金曜日に延ばしております。よろしくお願ひします。」ということですよ。先ほどの日程を調整していることを、わざわざ連絡しているんですよ、ワンテールに。はっきり言って物が言えない。あなたは、これまでの議会の質問それから、町民説明会でも、この事業に瑕疵はないと。ね、間違いはないと、ミスはないと答えてんですけど。これ見ると、公平公正な入札を妨害する違法行為そのものじゃないですか。

引地真証人：今のお話の件についても、持ち帰って精査をします。

佐藤孝委員長：2 枚目のカプコの関係もお聞きします。その 2 枚目のね、2 枚目の方、

引地真証人：2 枚目。

佐藤孝委員長：ここに書かれている通り、3 月 30 日で切れた契約の延長です。ですからこれは当然随契。随契ですからこれ普通のことだと思います。契約金額は 4000 万円が設計金額で 4000 万 400 円。1 回目のちょうど 2 倍です。で、ワンテールの見積もりと契約は 4000 万円。請け差 400 円です。ほぼ 100%近い金額、合わせたんじゃないかと思いたくなるんですけど、それはいいです今日は。実はこの手順がおかしいんですね。起工伺、見積伺が、これ町長決裁 4 月 1 日です。ワンテールへの見積もり依頼が 4 月 1 日。ワンテールからの見積もり受領が 4 月 1 日、契約日は同じく 4 月 1 日です。全部 4 月 1 日。これはもちろんあなた判子押してますけど、これ普通なんですかこういうのは、同じ日に全部やると。

引地真証人：日付の操作に関しては、若干、後からさかのぼるということはあると思っています。

佐藤孝委員長：それもわかります。実はこの契約したとされる日の 25 日後、つまり 4 月 26 日に、町の担当者がワンテール側に連絡してます。これが右側の 2 つですね。

「今年度の契約についておくれればせながら、現在事務手続きを進めています。」これ 4 月 26 日ですよ。「そこで次の見積もりの提出をお願いします。業務名、令和 4 年度地方創生交付事業国見町官民競争コンソーシアムの業務委託、日付、令和 4 年 4 月 1 日、2 日から 3 日以内にいただけると助かります。」と書いてんですよ。これ 4 月 26 日でワンテールはそれに返事をして、「かしこまりました。見積もり用意いたします。金額は 4000 万円ですよろしかったでしょうか。」公文書は 4 月 1 日全部。その文書が保存され、議会のこの特別委員会にも提出されています。しかし実際は 4 月 26 日見積もり依頼を出して、多分実際届いたの連休辺りじゃないかと思うんで、これはちょっと確認できません。これはどういうことなんですかね。

引地真証人：これについても持ち帰って精査をします。先ほどの、先ほど申し上げた通り日付けのちょっと若干のやりとりというのはあるのかもしれませんが、持ち帰って精査をします。

佐藤孝委員長：もう 1 つこれの方にありません。災害に強いまちづくりの推進など柱とした、ワンテールとの包括連携協定、これは先ほど山崎委員も質問しましたが、こ

れは令和4年の2月1日から10年という長期の契約です。これもいい加減で、2月1日が契約締結ですが、実はその後にやりとりがあるんです。2月24日に町がワンテーブルに連絡しました。「遅くなってすみません。協定書データを送ります。原本は本日郵送させていただきます。2部郵送しますので署名押印後一部を返送お願いします。」 実際の契約した日よりも、ほとんど1ヶ月遅れて事務が進められている。年度末、今町長、証人もおっしゃったように、年度末とか議会前でこれバタバタしますので、若干のずれはしょうがないと思ってんですけど。ほぼ1ヶ月ですよ。10年間の契約締結。これどう見えますか。あなた判子押してますからね。

引地真証人：これについても、精査が必要だと思っています。

佐藤孝委員長：町提出の公文書、行政情報は偽物だったと、あるいは改ざんされたものと、そのように思っております。実はその何から何までですね。この令和4年の1月から2月にかけて進んでいます。DMM.COMと言われてる企業から多額の寄附があったり、包括連携協定が結ばれたり、カプコの契約が結ばれたり、当然ここにはくにみ学園も入ってます。そして救急車事業の具体化などですね。1月25日の面談あなたと島田社長の面談を前後して、そこで何が話されたか私わかりませんが、それらを契機にしてとにかくすべてがこの急ピッチで進んでんですよ。急ピッチで、それは事実こうなってるわけだ。そのことが、客観的な流れだと思いますがこれ違いますか。

引地真証人：そういうふうに断定をされるのはいかがかと思います。第三者委員会は第三者委員会でまた同じような事務の手続きについての精査をしておりますのでそれも含めて合わせて考えなければならぬと思っておりますし、引地自身もそのことについて反省をすべき点については、反省をすべきことであろうと思っています。

佐藤孝委員長：これはワンテーブル社内のことですから、あなたは多分それは私知らないと言うに決まってるんですけど。C-CAVIN、ベルリング社製救急車C-CAVINの救急車7台。令和4年の2月に7台、事前発注してるのね、これは前も話をしました。実はこのときに、社内では議論されていたようなんです。リスクが大き過ぎると。そう、ワンテーブル社内で、7台事前発注することはリスクが大き過ぎるっていうのは、使い道がわからないからですよ。在庫になる可能性ある。そこで、担保を取った。DMMが国見町に寄附することを待って発注をかけた方がいいと。こういう社内証言があるんです。国見町で救急車事業をワンテーブル側が事業を受注する。これを前提に2月の初旬に発注かけた。これだから、社内の問題ですかね。社内の問題。これも実は1月25日の面談のすぐ後なんです。先ほどから私申し上げてるすべてのことが、1月25日の面談時ぴたっと一致すると。これ偶然ですか。考え過ぎですか。

引地真証人：質問の意味がよくわからないのですが、多分偶然なのだと思います。

佐藤孝委員長：はい。わかりました。それでね、先ほどあなた、私に質問した、これ何なんですかというやりとりですよ。これは役場の公式のアドレスによるメールではありません。すべてフェイスブックメッセージ、チャットでのやりとりです。役場内

で詳しいデータがないのは、ようやくわかってきたんです。こういうところでやるから。廃棄したこともあるでしょう。でも、極めて大事な業務連絡をここでしていた。どう考えますかこれは。

引地真証人：すみません、質問の意味がわかりません。もう一度お願いします。

佐藤孝委員長：フェイスブックメッセンジャーでやりとりしていた業務連絡。これは普通あることですか。

引地真証人：情報セキュリティの観点から精査をしないといけないのかもしれない。

佐藤孝委員長：そういう問題とプラスして、公務、行政情報をこういうものでやってよらしいのですか。

引地真証人：それも先ほど申し上げた通りです。

佐藤孝委員長：もう一度言ってください。

引地真証人：情報セキュリティ上の精査が必要かと思います。

佐藤孝委員長：フェイスブックメッセンジャーグループは、レジリエンス産業という名称でした。令和3年の11月24日に作られたグループなんですね。令和3年の11月24日に作られました。このグループは。設立者は、現在町の倫理規程などを統括する庶務係長です。あなたが最も信頼する役場の中枢部の1人です。町職員4名とワーカーで、11名で構成されていました。町の中枢部の役場職員が、幹部職員が、このようなやりとり。これやりたい放題ですよ。めちゃくちゃですよ。ガバナンスが効いてない。これはあなた知ってました。

引地真証人：今お話いただいた件については、今初めて聞きました。

佐藤孝委員長：フェイスブックメッセンジャーを使用していた端末は私物です。これ以上言いません。私物で使うことはどういうことかあなたはわかっているとします。まして、職員個人のアカウントで業務をしていた。これも大問題ですよ。情報漏えいの問題も、行政情報後にも残すということにとっても、その観点からも極めて大きな問題だと私は思っています。もうちょっと詳しく言いましょう。令和3年の11月にそのフェイスブックメッセンジャーグループを立ち上げたときに、総務課の庶務係長さんはこういうメッセージを残しました。グループを作りました。「資料等こちらで共有してください。」ここで情報を共有しようと呼びかけてんですよ。で、本人みずから島田社長を誘い、まず職員を誘って、そのグループに会員登録させています。これ履歴で明らかなんですよ、履歴で。いかがですか。

引地真証人：これについても持ち帰って精査をします。

佐藤孝委員長：これ以上言いませんが、この他にも町の消防車更新に関わることとか、カブコの運営に関わること。事務局会議での確認事項の共有など盛りだくさんです。町の中枢職員が、こんな場を設定して主導してですよ。関係職員がその指示に従って、あるいは協力要請に従って、業務を共有すると。あなたの管理監督責任。これ任命責任も問われているんですよ。いかがですか、調べてください。

引地真証人：精査をします。

佐藤孝委員長：3月14日の参考人招致で、木村係長、カプコのメンバーです。職員に聞いてみました。新聞放送報道されてすぐに、レジリエンス産業グループフェイスブックメッセンジャーグループから、一斉退会しましたよね。あなたも退会しましたよね。退会しましたと答えました。何で退会したのって聞いたら、ワンテーブル社と繋がってたくないという思いで退会した。こう答えてんですよ。ワンテーブルと繋がってたくないという思いだ。悪いことしなければやめる必要ないんです。つまり、自分は、ワンテーブルとの関わりは問題だったと。みずから認めて、やめたと、これと同じような証言してんですよ。この事実をどう思いますか。

引地真証人：それを証人に確認をしないと何とも言いようがありません。

佐藤孝委員長：先ほど申し上げましたが、あなたは今回の問題で、第三者委員会が唯一の正当性があるように申し上げてます。公平性客観性専門性を強調して、ずっと一貫して第三者委員会を拠り所にしてました。第三者委員会に飲食問題と情報セキュリティ関係の疑惑、不祥事の解明を、調査してもらったらどうですか。

引地真証人：それについても持ち帰ります。

佐藤孝委員長：令和4年の12月に救急車の契約をしましたね。12台。令和5年、去年の3月に納車です。12台ね、納車されました。うち7台は、私先ほどから申し上げてるように、ワンテーブルがベルリング社に、10ヶ月前に事前発注かけた7台が、町に納車された12台の中に入っていた。町の完了検査を通過して、もちろん代金を支払った。このことを、前回の証人喚問で、調査するよう求めてあなたは調査すると答えましたが、調査結果を教えてください。

引地真証人：よろしいですか。

佐藤孝委員長：はい、どうぞ。

引地真証人：調査をする前に確認をしたのですけれども、その発注があった車、これが国見町用なのかどうなのかといったことが、我々の方では確認はできなかったということです。

佐藤孝委員長：町が独自に作った仕様書。しかし、なぜか参加条件の1つに、中古車2台が入ってました。国見町が新しく独自に作った仕様書なのに、中古車などあるわけがないんです。これから作るんだから救急車、町がね、初めて仕様書を作って、何で救急車を新しい開発するのに、中古車2台の仕様書を、中古車2台を仕様書に入れたんですか。もう1回お答えしていただけますか。

引地真証人：よろしいですか。

佐藤孝委員長：はいどうぞ。

引地真証人：これについても担当の方に確認をいたしました。いろいろな条件を加味して、中古車2台、それと企業版ふるさと納税のその金額、こういったことを加味してという、そういった説明を受けています。

佐藤孝委員長：私もその説明、最初ね、なるほどと聞いたんです。考えてみると、国見町職員が本当に独自にね、もう何回も言ってますから、職員が、町が独自に、作った仕様書なわけですよ。今までにない救急車の仕様書作ったっつってんだから。なのに、中古車があると。おかしいと思いませんか。

引地真証人：先ほどもお答えした通り、担当の方からそういう説明を受けておりましたし、そういうものなのかなというふうに引地は認識をしました。

佐藤孝委員長：そうすると、あなたは職員からそういう聞いたので、それで納得したってことですよね。

引地真証人：もちろんその通りです。

佐藤孝委員長：職員がね、何回も言ってるのは、トヨタ・日産の救急車、これトヨタ・日産、救急車専用車ですから、トヨタ・日産を上回る救急車を開発したいと言って、仕様書を自分たちで作ったんです。技術の粋を集めて製造したトヨタ・日産は、何年もかけて試行錯誤を重ねて、今のハイメディック・パラメディックがあるんですよ。ベルリング社のC-CAVIN、これも飯野さんは3年かかったと、こう言ってるのね。これはハイエースです。ハイエースの改造版が3年かかったと言っている。でも町の職員はわずか3ヶ月で、それを上回る仕様書を作成したと胸を張って、試作品も作らず、机の上、机上だけでたどり着いたんです。これ天才ですよ、ある意味。そう思いませんか。

引地真証人：答えようがありません。質問、質問の内容ちょっともう少し、簡単をお願いします。

佐藤孝委員長：トヨタ日産の救急車は、長年苦労して技術の粋を集めて作ったと。だから今、全国で98%近くのシェアが、ベルリング社のC-CAVINも、救急車開発する開発するに3年かかった。3年。国見町職員は、試作品も作らず、何を検証したかわかりませんがたった3ヶ月で、今回の救急車の仕様書を作ったんだと。天才でしょこれ。違いますか。

引地真証人：業務の一環で、職員が一生懸命その仕様書を作成したんだというふうに思います。

佐藤孝委員長：はい。ですから天才だと言ってます。普通は何年もかかるのたった3ヶ月で。机の上だけで作ったんですね。もう細かい話はしません。2月21日、あなたと同じ証人喚問でワンテーブルの貝田さんはこう答えてます。ベルリング社が作成した仕様書を町に渡したと認めています。ベルリング社も、参考仕様書をワンテーブルに渡したと。別なワンテーブル社員も同様の証言をしています。あわせて、こういう証言をしています。最初から町職員がつくれるとはワンテーブル内では、誰1人思っていなかった。素人でできないような夢のような話ですよこれは。それをあなたが指示したんでしょう。違いますか。

引地真証人：引地が指示をしたかということですか。

佐藤孝委員長：そうです。

引地真証人：そういったことはありません。

佐藤孝委員長：じゃ誰が仕様書つくれって指示したんですか。仕様書を誰がつくれと指示したんですか。

引地真証人：仕様書を作成するのはその業務の中で一環としてありますでしょうか。委託料、委託料であればなおさら、仕様書は、必要になってくるものだと思っています。

佐藤孝委員長：いや、そういうこと聞いてんじゃないくて、救急車の仕様書を作るわけですよ、今回ね。普通の人は、役場の職員が救急車の仕様書つくれるわけないでしょ普通考えると。トヨタ日産を上回る救急車を作るって言ってんだから、それをあなたが指示したんですかって聞いてんです。指示したかしていないかを聞いている。

引地真証人：しておりません。

佐藤孝委員長：誰がこれ指示したんですか、つくれって。

引地真証人：業務を進める上で、その担当が、仕様書は必要だというふうな認識をすれば仕様書は作成をします。それは引地も職員のころに、仕様書を何度も作成をしておりますから、同じだと思います。誰かが指示をしたからその仕様書を作成する、あるいはしないといった判断にはならないと思います。

佐藤孝委員長：いや、そういう一般論ではなくて、トヨタ日産を上回る車を作るって言ってんですよ。ね。トヨタ日産を上回る救急車を作るって言ってんですよ。そのときにあなたは、そんなの役場職員が、業務の一環として必要だったら作っていいよと、それは当たり前でしょと感覚なんですか。そんな専門的なこと。

引地真証人：専門的かどうかは別にしても、しっかりとその業務を進める上で必要なものが仕様書であれば、そう判断をしたのであれば担当の方では、その仕様書を作成することになると思います。

佐藤孝委員長：聞いてる人多分呆れてると思いますね。もう時間も大分経過してますからまとめてやりますけど。12台の車が納車されたわけですよ。製造時期は違っても同じ仕様書で製造されたものなんですよ。そうでなければ完了検査通らないですよ。令和4年の12月に町が独自仕様書で発注して納車された12台のうち、繰り返しますけど、ワンテーブルが事前発注した7台が、その中に入っていました。これは、1月に証人喚問した飯野さんがそのことを証明しています。事前に発注を受けたものを納車したと。つまり、町が12月に作った仕様書と同じ仕様書が、実はその10ヶ月前に存在していたってことなんです。同じ救急車が納車されているんだから、そうでなければ、完了検査通らないですよ。このことも、3月14日の参考人招致で担当者に聞きました。これ偶然なんですか。偶然だと申し上げました。回答しました、担当者は偶然だと、たまたま同じものが10ヶ月にできていたんだという返事なんです。あなたも偶然と考えてますか。

引地真証人：1年ほど前ですか、8ヶ月前ですか、7ヶ月ですか。

佐藤孝委員長：10ヶ月です。

引地真証人：10ヶ月前に、ベルリング社にその発注がかかった。その車が、間違いなく、国見町用に発注がかかっているのかどうなのかといったことは、我々は、知る由もないと思います。

佐藤孝委員長：うん。いやそんなこと聞いてるじゃないんです。国見町に作ったじゃなくて、ワンテーブルに納車するために作ったわけですよ。その車が、国見町が12月で仕様書を作ったものと同じ仕様書だったって私言っています。ね、同じ車だと。だから偶然ですかって聞いてんです。

引地真証人：すみません。その質問の意味がよくわからないんですが、町側が。

佐藤孝委員長：みんなわかってますよ。

引地真証人：何がわかってるんですか。わからないの引地だけですか。

佐藤孝委員長：だと思えます。

引地真証人：であれば、お答えのしようがありません。

佐藤孝委員長：12月に町が仕様書を作りました。それで、発注しました。ところが、その10ヶ月前に、作り始まった救急車が納車されました。だったら同じものがあるってことでしょ。ね。払ってんじゃないで、

引地真証人：そこはですね、確認をしないと、引地の方でも、町側でも確認をしないと何とも言いようがないと思います。断定的に、こうだからこうだというふうな決めつけられ方をしてしまうと、我々の方は何も言えなくなってしまう。そこの辺も町が、また同じ話になってしまいますが、第三者委員会の中で町がお願いしてる第三者委員会の中でも精査はされるべきものというふうに思っています。

佐藤孝委員長：1月26日の証人喚問で、ベルリングの飯野社長はそのように話をしております。町が、国見町に12台納車した中に、ワンテーブルの7台が含まれていると。こういうことだと私は思っています。それでね、皆さんが疑問に思ってるのは、そんな簡単に仕様書つくれるはずがない。まして、10ヶ月前に同じものが存在してなんてのは普通ありえないわけです。だから先ほどのワンテーブルとベルリングの仕様書のやりとりがあって、それが町に来た。これもはっきりしてるわけですよ、はっきりしてんですこれは。ね。はっきりしてるそれは。島田、ワンテーブルもベルリングも同じこと言ってんだから、町に渡したって。ワンテーブルが町に渡した。言ってるんですね。町もワンテーブルから参考資料等をいただいたと証言してるんですよ。もらったって言ってんです。C-CAVIN とほぼ同じ外装、内装、寸法、C-CAVIN そのものじゃないですか。納車されてるの。だから12台全く同じ救急車がある。いかがですか。納車された結果を私言ってるんです。結果。

引地真証人：結果はそうなのかもしれませんけれども、その結果に至るまでの過程、これはもう精査をしないと何ともお答えしようがないと思ってます。

佐藤孝委員長：今精査してください。我々は、結果をもとに言ってます。もう1つだけ聞

きます。伊達消防で聞き取りした28項目。そのうち4項目を今回の開発事業で得たと。それを今回の救急車に、設置をした。付けたと、こういうのが、ワンテーブル社の成果報告書の中に書かれています。町の答弁も一貫して、4項目開発したと。こういう答弁だったんですね。ところが、我々の追求で、ベルリング社の社長はこう申しております。国見町の開発事業には、ベルリング社は関わっていないと。そもそもワンテーブルから言われた内容を取り付けただけだ。付属品、今まであった付属品を、ベース品を取り付けただけだ。こう言ってんですよ。島田社長には、ベルリングでこう言ってんですけどどうなんだと私なんかも聞いたら、それまで開発だ開発だと言ってたところが途中から設置をしたと、言葉を切り換えたんですよ。そもそも、国見町のために4つ開発したっていいですが、隣の互理町のあぶくま消防、大阪の門真守口消防には同じものが入ってます。すでに、国見町に刺される前にね、同じものが入ってます。4項目のうち3項目は確認できてます。100ボルトのコンセントだけは画像から見えません。その他は設置されています。だから開発事業はなかったんじゃないですか。どうぞ。

引地真証人：伊達地方消防組合に確認をして項目、改善項目が出されたと。で、そのうちクリアされたのが、その4項目だということであれば、町が契約をした相手先がワンテーブルですので、実際にそのベルリング社と町が契約行為を結んでるわけではない。契約相手先のワンテーブルの方から、そういった内容のことが、町の方に報告があるのであれば、それは当然、それを信じるということが行政としてあるのではないかと思います。

佐藤孝委員長：それはそうですね、当然です。ただね、開発されてないのかかわらず開発をしました。国見町の仕様書に基づいて作ったっていうのが、そうじゃなくて10ヶ月前の仕様書で作られた車が入っていた。結局、あなたは我々議会も町民もだまされてたってことでしょ。開発したっての知ってないんだから。開発事業だからプロポやったんですよ。開発事業だからプロポザルしたんです。開発事業だから救急車の単価が高かったんです。これ全部崩れてますよ。だから私は結果で、聞いてるんです。結果、そうなりますよねって。あなたも一緒になって、知りませんってそんなことないんです。これどうですか。

引地真証人：これについてもですね、何度も申し上げますが、町がお願いをしている第三者委員会の中で精査がされるべきものだというふうに思っておりますし、そこで出された結果を、まず、町側としては尊重したいし、というふうに考えているところでもあります。

佐藤孝委員長：はい。もう時間が経過しますから最後の質問やめます。それでね、私たち議会は捜査機関でもありませんし裁判所でもないんです。町の説明が正しかったか、あるいは進めてきた事業に妥当性があるとかかですね、特定の業者に、便宜を計ったり、あるいはその特定業者によって行政がゆがめられた事実はなかったのか。あるいは

は、公平公正に税金、交付金が使われたのか。これを明らかにして町民に報告することが私たちの任務なんです。ですから我々、結果を見て、経過をチェックしてるわけですよ。町長に最後に申し上げますが、第三者委員会は第三者委員会でやってもらって結構です。我々、議会の百条委員会についても、ぜひですね、信頼感を持って接していただきたい。このことを申し上げて、今日の証人喚問を、ちょっと長くなりましたが、終えたいと思います。忙しい中ご協力ありがとうございました。

(引地証人退席)

※以下、要点のみ記載

協議事項

(1) 今後の進め方について

佐藤孝委員長：報告書作成にあたり、初めに、これまでの議会答弁、この特別委員会での証言、提出された各種資料ともう1回突き合わせて、答弁・証言に一貫性があるか、事実関係と一致しているのかどうかを検証したい。委員のみなさんには、すでにお渡ししてある会議録を読み返していただきたい。報告書作成は、今後、証人喚問、参考人招致、ヒアリングをやらないならば、6月を目途に作成をしたい。委員のみなさんにはその都度、原案を示して修正を加えていきたい。3つ目、会議録の公開について、いつ公開するか、事務局の方に公開するよう要求が来ているので、次回の委員会で検討したい。これを出揃った段階で出すのか、それとも報告書の公表と同時に出すのか、いずれかにしたい。それから、非公開のヒアリングについては公開しないとしており、証人喚問と参考人招致、要するにこの場で行ったもののみ、会議録は全部いずれかの時期に公開したい。

(質疑応答なし)

(2) 第15回特別委員会の運営について

佐藤孝委員長：第15回の日程についてだが、正副委員長にお任せいただければありがたい。

(発言なし)

小林聖治副委員長：では、正副委員長一任ということで。次回第15回特別委員会については正副委員長の方で調整して、決まり次第連絡する。

他にないか委員長が諮ったが、なかったため質疑を終結した。

12:23終了